

芦屋市震災復興計画

平成 7 年 7 月

芦屋市

はじめに - 復興計画の策定にあたって -

(1) 計画策定の目的

本市は、古来より緑豊かな自然環境に恵まれ、明治末期から鉄道や道路が整備され、交通の便がよくなるとともに、良好な居住環境を有した住宅都市として発展してきた。

昭和26年には、本市の恵まれた環境と優れた立地条件を高く評価し、本市の国際性と文化性とその住宅都市としての価値を十分に認識したうえで、国家的見地に立って、これを理想的な国際文化住宅都市として建設しようとする『芦屋国際文化住宅都市建設法』（法律第8号）が制定された。この法律の理念に基づき、「自然と調和した緑豊かな美しいまち」、「都市機能の充実した住みよいまち」、「豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち」という国際文化住宅都市の形成を目標に、生涯学習の推進など文化の香り豊かな住宅都市として、阪神地区の中でも特徴のあるまちづくりを進めてきた。

阪神・淡路大震災は、このような本市が永年にわたって築き上げてきた住宅都市としての基盤を直撃し、一瞬のうちに、芦屋市民の422人（平成7年7月26日現在）もの尊い人命を奪ったのみならず、全世帯の91.5パーセントにも及ぶ住居を損壊させ、多くの都市施設に壊滅的な被害を及ぼし、市民の日常生活に多大な影響を及ぼしてきた。

今回の大震災によって、都市基盤が災害に対して脆弱な構造やシステムになっていることを知った。しかし、反面では震災直後の市民相互の助け合いや数多くのボランティアの救援活動などを通して、人間らしい優しさを大切にした社会の形成の重要性を改めて認識することができた。

本市の震災復興にあたっては、このような大震災による教訓を活かし、災害が起こっても被害の程度を最小限に食い止め、都市としての機能を維持できるライフラインなどの都市基盤の整備を図るとともに、災害発生直後の速やかな救援・救護体制を整備し、生涯学習、社会福祉活動などの多様なコミュニティ活動を支援し、心豊かな地域社会の形成を図っていかなければならない。

さらに、本市の阪神地区における都市機能や交通機能等の広域的な役割を認識し、国際文化住宅都市の実現に向けて、国際化、文化化をさらに推進し、被害を受けた住宅地を美しい都市景観を有した住宅地として復旧・復興を図り、市民や訪れる人が快適で安心して暮らし、働き、憩える「快適で安全なまちづくり」を市民の英知を結集し、市民、事業者及び行政が協働して取り組んでいかなければならない。

このため、本市では、2月に芦屋市震災復興本部を設置し、3月には震災復興事業

としての市街地の緊急整備を円滑に推進することを目的とした芦屋市震災復興緊急整備条例を制定した。また、市民の代表者や学識経験者等で構成する芦屋市震災復興計画検討委員会や芦屋市市民意識調査・芦屋市事業所アンケート調査及び市民から募集したご意見・ご提言を踏まえ、計画の検討を進めてきた。

「芦屋市震災復興計画」は、未曾有の災害を乗り越え、芦屋のまちの再生・創出を図るため、そのまちづくりの方向を示し、基本的施策を明らかにするものである。

(2) 阪神・淡路大震災の被災概要

本市は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災によって、壊滅的な災害を被った。被害の概要は次のとおりである。

本市の人口は87,366人(平成7年1月1日現在)で、そのうち、422人(0.5%)もの尊い市民の命を失い、負傷者は3,175人(3.6%)にのぼった。

被災家屋は、世帯数34,666(平成7年1月1日現在)のうち、全壊家屋が7,573世帯、半壊家屋が9,900世帯、合計17,473世帯(50.4%)となっており、さらに一部損壊を受けた家屋は14,238世帯(41.1%)で、阪神間都市の中でも最も高い割合で被害を受けている。

避難所への避難者数は、震災当日12,916人、最も多い1月19日が20,960人であったが、6月18日に解消した。

公共施設の被害は、道路、下水道等の公共土木施設、市営住宅、教育施設、市庁舎等が相当の被害を受け、その被害総額は約451億円と見込まれる。

ライフラインでは、震災当日、電気、ガスが市内全域で停電、供給停止、水道が市内全戸で断水、電話は21.4パーセントが不通になるなどの被害を受けた。

公共交通機関については、JR神戸線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄が甚大な被害を受けた。また、道路についても、阪神高速道路神戸線の高架部分の崩壊や道路上に倒れてきた家屋、電柱等による交通の不通、道路の損壊によって、交通マヒになり、資材や救援物資の輸送に大きな支障が生じた。

(3) 計画の構成

本計画は、本市の震災からの復興に向けての、基本理念とまちづくりの目標を明らかにした基本構想と、その目標を達成するための具体的施策を体系的に明らかにした基本計画によって構成する。

目次

はじめに - 復興計画の策定にあたって -

第1部 基本構想

復興に取り組む基本方針	1
1. 基本理念	1
2. 基本的姿勢	2
3. 目標年次	2
まちづくりの目標	3
1. 魅力ある芦屋のまちづくり	3
2. 快適で安全なまちづくり	4
3. 人と自然環境が共生したまちづくり	5
4. 福祉が充実したまちづくり	6
5. とともに築き助け合うまちづくり	6

第2部 基本計画

1. 防災体制の拡充	9
2. 市街地の復興	13
3. 住宅の復興	19
4. 道路の復興	22
5. 公園・緑地の復興	24
6. コミュニティの活発化	26
7. 自立・循環型環境の創出	27
8. 健康づくりの推進	29
9. 社会福祉の充実	31
10. 市民文化の復興	35
11. 生涯学習の充実	37
12. 学校教育の充実	39
13. 商業の復興	40
実現に向けて	42
基本構想・基本計画の体系表	43
用語解説	44
芦屋市震災復興計画検討委員会 - 委員名簿・検討経過・設置要綱 -	48

第 1 部 基本構想

第1部 基本構想

復興に取り組む基本方針

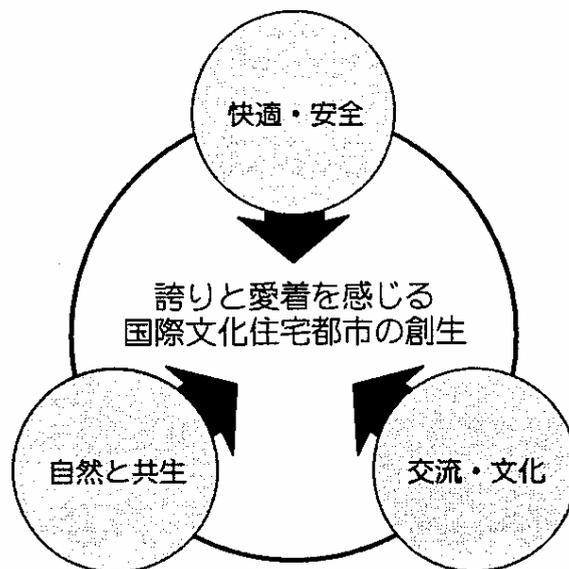
1. 基本理念

本市の阪神・淡路大震災からの復興にあたっては、自然の厳しさを認識し、人は自然に生かされていることを謙虚に受けとめ、人及び都市を取り巻く環境を大切にしたい都市基盤の創出や市民文化の形成を目指さなければならない。また、自然の厳しさを前提にしたうえで、災害時のライフラインの被害を最小限に食い止めるなど都市基盤の整備や市民の自主的な防災組織の形成を図るとともに、人命の尊重を最優先にした救助・救援体制の確立などを実現していかなければならない。さらに、水と緑豊かな快適な生活環境の創出を図りつつ、コミュニティ活動や文化・スポーツ交流などを通して、市民文化を高めるとともに、市民相互の交流のある人権感覚豊かな地域社会の形成を図っていかなければならない。

このため、本市は新総合計画に示す国際文化住宅都市建設の理念を継承しながら、新しい視点で捉え直し、単に復旧・再生するのではなく、21世紀を展望し、誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市を創生するため、

- ・快適で安全なまち
- ・自然と共生するまち
- ・人々のふれあいと文化豊かなまち

を目指して、震災復興に取り組むことを基本理念とする。



図一 1 基本理念

2 . 基本的姿勢

震災復興にあたっては、まず、災害復旧事業を早急に進め、速やかに市民生活の安定と市民や事業者が自らの力で復興に立ち上がる意欲が湧き上がるような支援策を講じるとともに、震災後の市民に対して受けたボランティア活動や他自治体等の支援活動、並びに被災者相互の助け合いなどを通して知った協働の精神を生かし、市民・事業者・行政が復興に向かって一丸となって協働することが必要である。

加えて、本市が地震にとどまらず、水害、地滑り等の自然災害の可能性を秘めていることを思い起こし、この機会に、災害への対応力の強化や自然環境との共生を図るため、道路や公園等の都市基盤の整備だけでなく、自主防災組織や情報・通信運営システム等の社会環境についても整備を進め、広域的には阪神地区における本市の役割を改めて確認し、隣接都市等と協調・連帯し、その責務を果たしていかなければならない。

さらに、復興に向けてのまちづくりにあたっては、防災性の強化とともに、21世紀への新たな飛躍を目指した芦屋市の創生として位置づけ、芦屋らしさを継承しつつ、人づくりとしての学校教育の充実、高齢者や障害者にも配慮した施策の充実、市民文化の振興、国際交流・貢献事業や生涯学習活動の充実など、基本理念に示すまちづくりを目指した各種の施策を進めていくものとする。また、今後、新たな市街地となる南芦屋浜地区におけるまちづくりについては、芦屋にふさわしい新しい都市型産業の誘致を含め、21世紀社会を展望した防災モデル都市づくりを目指す。

以上の基本的姿勢を踏まえ、復興に向けてのまちづくりを実施していくものとする。

なお、本計画事業は、震災からの復興を主眼においているので、復興事業の実施にあたっては、芦屋市新総合計画（基本構想目標年次：平成13年）で国際文化住宅都市実現のために計画している諸事業の内容と調整しながら実施し、事業の推進にあたっては、事業の緊急度等によって整備の優先順位を定め、計画的、効率的に進めるものとする。

3 . 目標年次

本計画は、平成17年（2005年）を目標年次とする。

まちづくりの目標

1. 魅力ある芦屋のまちづくり

(1) 芦屋らしさの再生と創生

芦屋らしさの再生と市民文化の復興

芦屋らしさは、気候温和、交通の利便性、両岸に松や桜並木を配した芦屋川、花と緑があふれる街並み、閑静な住宅のたたずまい等や、そこに住む人々の高い文化性によって育まれてきたものである。

被災したこれらの芦屋らしさを早急に復興するとともに、特に被害の大きかった中心市街地の復興にあたっては、地域に応じた個性豊かな芦屋らしさの再生を目指す。

芦屋らしい住環境と景観の復興

被災した住宅の建替や補修、共同・協調化にあたっては、地域の公園・道路等の生活基盤の整備状況を考慮しつつ、質の高い住宅やそれぞれの地域にふさわしい住環境づくりを誘導・支援するとともに、新しい芦屋の景観の創出につながる誘導策を実施する。

全市公園化構想の継承と発展

復興にあたっては、自然環境豊かな住宅環境の向上に努めるとともに、海岸や河川を親水性豊かな空間として整備し、市街地においても道路のモール化や公共空間の積極的な拡大を図り、震災前にも増して自然環境豊かなまちとして整備を図る。

(2) 芦屋の新たな魅力ある都市空間と都市機能の創出

自然環境豊かで個性的な都市軸の創出

本市は南北に長い市街地形状になっており、東西に鉄道や広域幹線道路が発達しているが、今後は新たな都市間道路交通網の整備をはじめ、生活循環軸のネットワークの向上を図る。

また、地域間のコミュニティ交流の活発化を図るために、市街地を巡りながら地域間を結びつける「生活循環軸」と、芦屋川、宮川、東部の3つの「緑地文化軸」を、自然環境豊かで個性的な都市空間と都市機能を有した都市軸として整備する。その中でも、将来の都市の骨格として南北に長いコミュニティを結ぶための生活循環軸の基軸となる「東部都市軸」と、「芦屋川緑地文化軸」と一体となった「西部都市軸」を本市の主たる都市軸として位置づけ、まちづくりを進める。

新たな魅力あふれる地域中心核と地域核の形成

地域毎の商業・文化を担っているJR芦屋駅、阪神打出駅周辺等の地域核を復興しつつ、JR芦屋駅と阪神芦屋駅をつなぐ地区やその周辺部は、固有の自然、歴史的・文化的伝統の発掘に努めるとともに、防災面への配慮をしながら、既存の商業、業務等の機能に加えて、文化・芸術などの本市の「顔」となる新しい都市機能を備えた、憩いと活気のある地域中心核として形成を図る。

南芦屋浜における新たな魅力あるまちづくり

南芦屋浜においては、民間活力等の導入を図りながら、新たな防災モデル都市の形成を目指し、芦屋にふさわしい都市型産業の誘致にも配慮して、ウォーターフロントを活かした文化・海洋性レクリエーション機能及び防災拠点機能をあわせ持った魅力ある住宅都市を建設する。

2. 快適で安全なまちづくり

(1) 快適な環境の創出

市民が快適で安心して住み、憩い、働くことができる環境を創出するため、「芦屋市都市景観形成基本計画」、「芦屋市緑化推進基本計画」、「芦屋市環境計画」等に基づき、緑や自然のあふれる憩いの空間や良好な住宅地の整備等を図る。

(2) 安全なまちへの環境整備

災害への対応

地震、火災、津波、台風、崖崩れ、地滑り、水害等の災害に組して多角的な観点から防災機能を強化したまちづくりを行うため、自然の地形を考慮しながら、防災計画の新たな検討を行う。

安全なライフラインの整備

災害時の被害を最小限に抑えることができるライフライン(水道、下水道、電気、ガス)、情報・通信システムの整備を図る。

防災緑地軸の整備

芦屋川、宮川、東部の3つの「緑地文化軸」等を平常時における市民のための快適なレクリエーション空間として創出するとともに、山際緑地核や海際緑地核の広域避難地等を結ぶ防災緑地軸として整備を図る。

防災生活圏の形成

小学校区を単位として、自主防災組織の充実した防災生活圏の形成を図るため、圏内で地域防災拠点、地区防災拠点を整備するとともに、生涯学習活動等のコミュニティ活動を支援することによって、住民相互の交流促進を図り、防災意識の高揚

に努める。

災害発生時の救急・教護活動の充実

生活文化の向上を目的としつつ災害発生時の救急・教護活動にも寄与する情報・通信運営システムや、安心して暮らせる体制づくりとともに災害発生時にも役立つ医療・福祉運営システム等の整備を図る。

3．人と自然環境が共生したまちづくり

(1) 自然との共生とアメニティの創出

海や川の水、緑、生き物に親しむ自然と共生したまちづくりを行うとともに、市街地内に水路や井戸を生かした水環境、公園・緑地等の緑環境の創出、緑化の推進を図る。

(2) 環境共生型の市民文化の形成

自然環境を大切にす市民文化の形成

「芦屋市環境計画」に基づき、市民・事業者・行政が協働して、海や川に親しみ、学ぶ、緑を守り育てるなど、自然環境との共生を大切にす市民文化の形成を目指す。

リサイクル社会の推進

廃棄物の減量化を進めるとともに、有効資源の回収、廃棄物の再生・再利用の促進などの普及・啓発をさら強化し、災害時にも対応できるリサイクル社会の形成に努める。

(3) 環境負荷の軽減

自立・循環型のまちづくり

井戸・雨水等の活用や下水処理水の再生利用など自立・循環型の災害に対応力のあるまちづくりを行うとともに、省エネ効果の高い都市施設整備など、都市への環境負荷を軽減する。

多様な移動手段の確保

自動車依存の生活を見直し、都市への環境負荷を軽減させるとともに、徒歩や自転車など多様な移動手段を選択できるための歩行者路や緑道の整備を図る。

4 . 福祉が充実したまちづくり

(1) 保健・福祉・医療の充実

保健・福祉・医療の連携

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して暮らせる保健・福祉・医療が連携した施設及びシステムの充実を図る。

「芦屋すこやか長寿プラン 21」に基づき、社会福祉施設等の整備を進めるほか、芦屋ハートフル福祉公社と連携して、在宅福祉を主体に、ボランティアや地域住民等の支援を受けつつ、診療所、かかりつけ医のほか、保健所、病院と連携して、安心して暮らせる体制の整備を図る。

救急・救助システムの確立

病院・福祉施設の防災機能の強化を図るとともに、救急医療システムや救助システムの確立を図る。

(2) 福祉インフラの充実整備

自らの健康を自らつくる場の創出

すべての市民が自ら健康をつくり、ふれあい、交流できるスポーツ、レクリエーションの場を創出する。

バリアフリーの空間づくり

地域のコミュニティ活動の核及び防災拠点となる学校教育施設、社会教育施設、福祉施設等の整備を図るとともに、中心市街地や新都市としての南芦屋浜地区においては、高齢者や障害者に配慮したバリアフリーの空間整備を進める。

高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅づくり

生涯を通じて安定とゆとりある住生活の空間整備を確保するため、高齢者や障害者対応仕様の住宅建設を支援する。

5 . とともに築き助け合うまちづくり

(1) 子どもの「教育環境の人間化」の推進

国際化の時代にふさわしく、早くから芸術・文化、スポーツ、遊びに親しみ、災害によって得られた教訓を生かし、共に生きる豊かな心を育てる教育条件の整備を図る。

時代の急激な変化に対して、たくましく主体的に生きていくことのできる人づくりを目指し、家庭、学校、地域の連携を強化し、「地域に開かれた学校」の充実を

図る。

(2) コミュニティの形成促進

市民文化の育成

芦屋市文化振興財団による芸術文化、まつり協議会の運営による三大まつり等、市民の文化活動やコミュニティ活動を復興し、またスポーツ・レクリエーション施設の整備や活動の振興を通じて、市民の復興への意欲を高めるとともに、地域住民の交流や自主的に助け合う防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。

コミュニティ形成の核となる場の創出

コミュニティの核となる学校教育施設、社会教育施設等を整備し、災害発生時の避難・救援・救護拠点等として位置づけ、あわせて防災に関する学習や防災訓練等、生涯学習をさらに充実する。

(3) 市民・事業者・行政の連帯・協働化の促進

助け合い、手を結び人権が尊重されるまちづくり

一人ひとり、地域と地域が自立と参加と連携のコミュニティ理念を認識し、リーダーの養成、ボランティアの育成、組織づくりを見直し、近隣地域とのかかわり合いを大切に、助け合い、手を結び人権が尊重されるまちづくりを進める。

市民・事業者・行政が協働したまちづくり

市民・事業者・行政が協働して、専門家グループ等の参画も得つつ、芦屋らしいまちづくりを進める。

近隣都市などとの交流促進

近隣都市、その他広域市町との日常的な文化交流、市民交流の充実を図り、災害時にもその体制が十分に機能するように努める。

外国人居住環境の整備、国際交流の推進

外国からの訪問者や外国籍の市民にとっても、快適な生活が営めるような生活環境の整備を図るとともに、各種国際交流事業の拠点となる施設の建設を検討し、芦屋市国際交流協会等との連携を図りながら、外国籍市民への施策の充実と、海外諸都市との交流、貢献のための取り組みを進める。

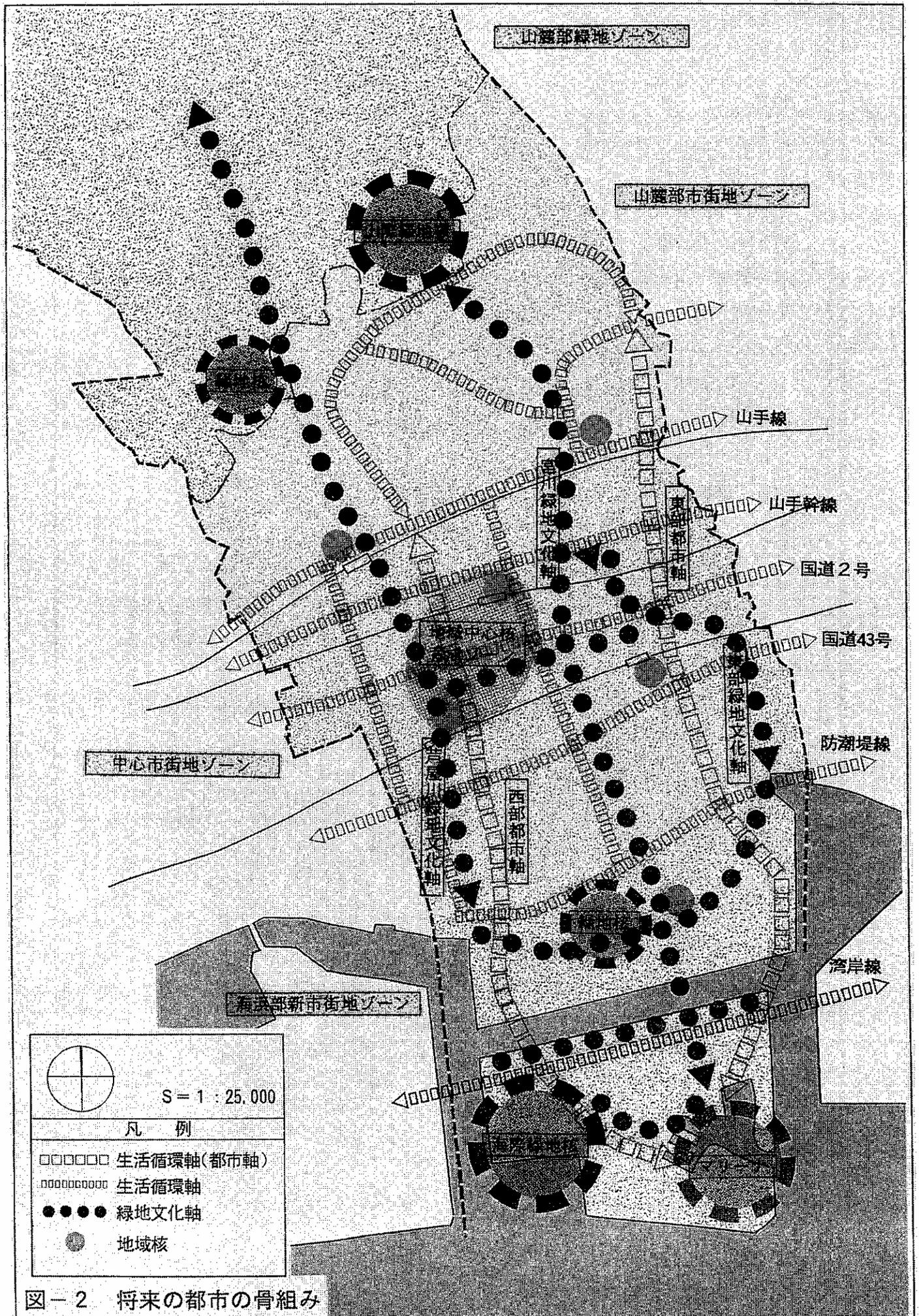


図-2 将来の都市の骨組み

第 2 部 基本計画

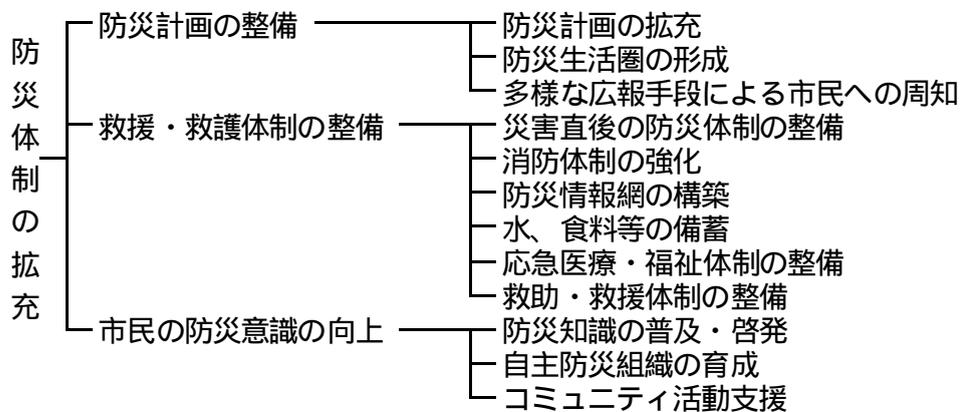
第2部 基本計画

1. 防災体制の拡充

〔復興方針〕

- (1) 今回の震災の経験を生かし、大規模災害を想定した防災計画を新たに検討する。
- (2) 災害が発生した直後の救援・救護体制を整備する。
- (3) 平常時から市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・充実する。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 防災計画の整備

防災計画の拡充

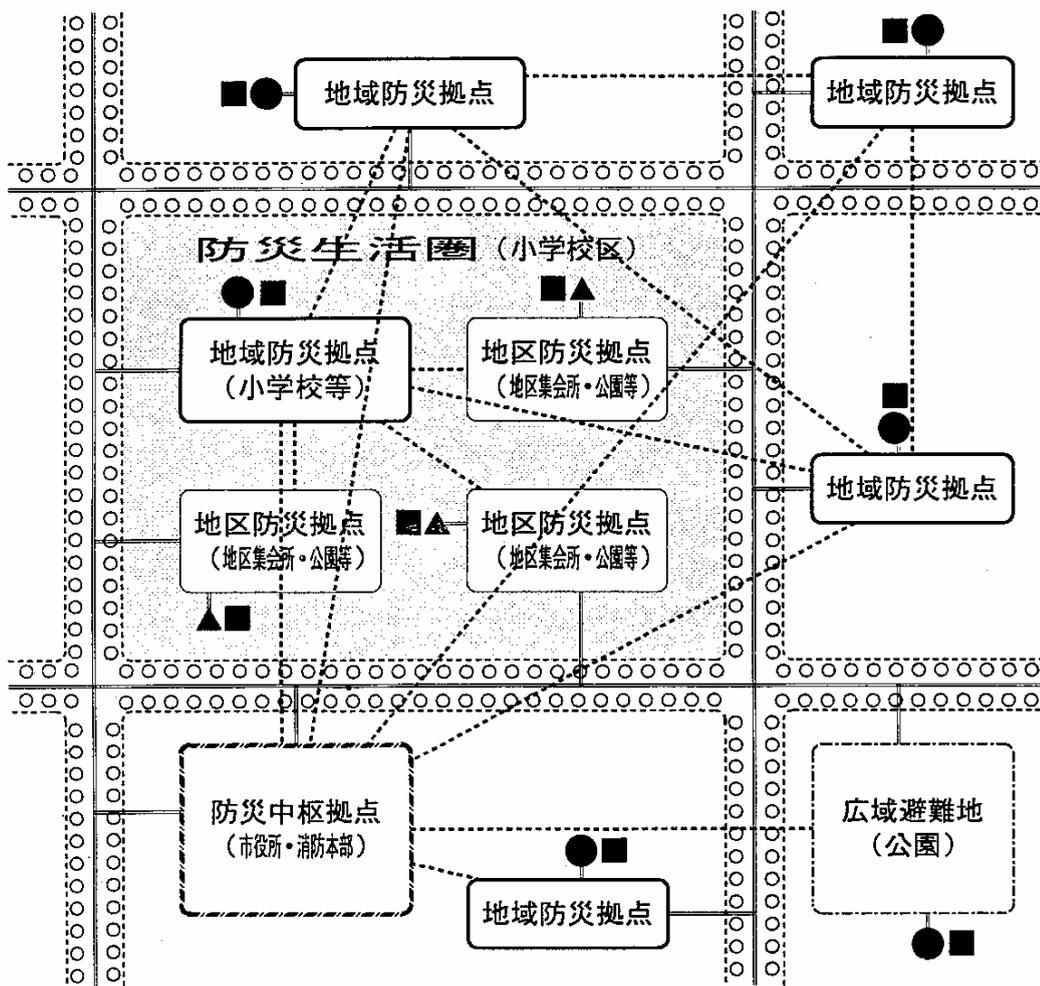
- ・地震・火災、山地保全・崖崩れ、水害等の災害についての対策を防災計画の中で拡充する。

防災生活圏の形成

- ・日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定し、その圏内の小学校等を地域防災拠点として、また地区集会所・公園等を地区防災拠点として整備する。防災生活圏は、圏内市民の防災意識を高めたり、自主防災組織を育成・充実する単位としても形成していく。さらに、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市内に広域避難地を設定する。

多様な広報手段による市民への周知

- ・防災計画については、防災マニュアルを作成するなど市民へ多様な広報手段により周知を図る。



凡 例	
○ ○ ○ ○ ○	延焼遮断帯 (防災緑地軸)
—	ライフライン
●	耐震性飲料・消火兼用貯水槽
▲	防火水槽
■	防災資機材倉庫
-----	情報・通信システムのネットワーク

図 - 3 防災生活圏のイメージ

(2) 救援・救護体制の整備

災害直後の防災体制の整備

- ・防災中枢拠点となる市役所への交通・輸送動線が絶たれた場合を想定し、小学校等の地域防災拠点においても防災に関する諸活動が迅速にできる体制を整備する。

消防体制の強化

- ・他自治体との相互支援ネットワーク体制をさらに充実する。
- ・高度救急救命体制の整備を図るため、救急救命士の養成を図る。
- ・消火栓や防火水槽を適正に配置するとともに、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。
- ・学校のプール、河川水、井戸水の活用などの多様な消防水利の確保を図る。
- ・市民や事業者の協力を得て防災活動体制の整備を図る。

防災情報網の構築

- ・多様な情報・通信システムの整備を図り、平常時における市民文化の向上に資するとともに、災害時には市民に災害関連情報の速やかな伝達を図る。
- ・消防署、地域防災拠点等において、防災情報・通信設備を拡充するとともに、警察署、医療機関と協議し防災情報・通信網の整備を図る。
- ・災害関連の情報収集・処理・伝達機能の中核となる防災情報センターを設ける。
- ・災害発生時における無線交信の輻輳による混信を避けるため、消防専用無線基地局の増設（増波）を図る。
- ・地域非常通信ネットワークシステムの研究開発を進める。

水、食料等の備蓄

- ・地域防災拠点において、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の整備を図り、食料・生活必需品等の備蓄を図る。
- ・水、食料、生活必需品等について、他自治体との応援協力体制の整備を図る。

応急医療・福祉体制の整備

- ・芦屋病院や市内の他医療機関と地域防災拠点等との情報・通信システムによるネットワーク化を図り、災害発生時における速やかな救護、診療が行えるよう、医師会等の協力を得て初動医療救護班の編成などの体制の整備を図る。
- ・傷病者等の医療施設への搬送が迅速かつ円滑に行えるよう、医療施設と消防機関との間に緊密な連携体制、さらには広域的及び各種輸送手段による搬送体制を確立し・あわせて高度救急車の充実、緊急医療連絡網の整備を図る。
- ・芦屋病院等で応急医療に必要な医薬品・資器材等の備蓄供給等の確保システムの整備を図る。
- ・高齢者・障害者等のために、平常時から在宅ケアを医療施設と福祉施設が連携し

て支援する体制を整え、災害発生時においてもその体制を維持する。

- ・多くの患者が発生する災害時には、重傷者の治療を行うために後方で医療機関の機能を維持した医療体制の整備が不可欠である。他自治体の病院等との広域的相互支援体制の整備を図るとともに、広域医療情報ネットワークの確立に努める。
- 救助・救援体制の整備
- ・市職員が他の自治体等の職員と連携するにとどまらず、ボランティアや住民等とも連携し、活動主体相互の役割分担を調整したうえ、協働して災害対策にあたるシステムの構築を図る。
 - ・国、県、近隣市町との間で災害発生時の広域的な支援体制を整備する。
 - ・生涯学習、福祉、スポーツ等、あらゆるボランティアの交流促進の拠点となるボランティア・ビューロ等の体制を整備し、災害発生時におけるボランティアの受け入れ窓口としても整備を図る。
 - ・ボランティア活動に従事する人の安全及び保障体制を整備する。
 - ・消防本部において、多様な災害に対する救助・救急用資機材の整備を図る。

(3) 市民の防災意識の向上

防災知識の普及・啓発

- ・学校教育や社会教育の場のみならず、移動防災教室、講演会、火災予防運動等のあらゆる機会を通して、市民一人ひとりが災害に的確に対応できるように防災知識の普及・啓発に努める。

自主防災組織の育成

- ・自主防災組織の指導者養成のため、研修会を実施するとともに、防災生活圏における各種の防災訓練の実施などを通して自主防災組織の育成に努める。

コミュニティ活動支援

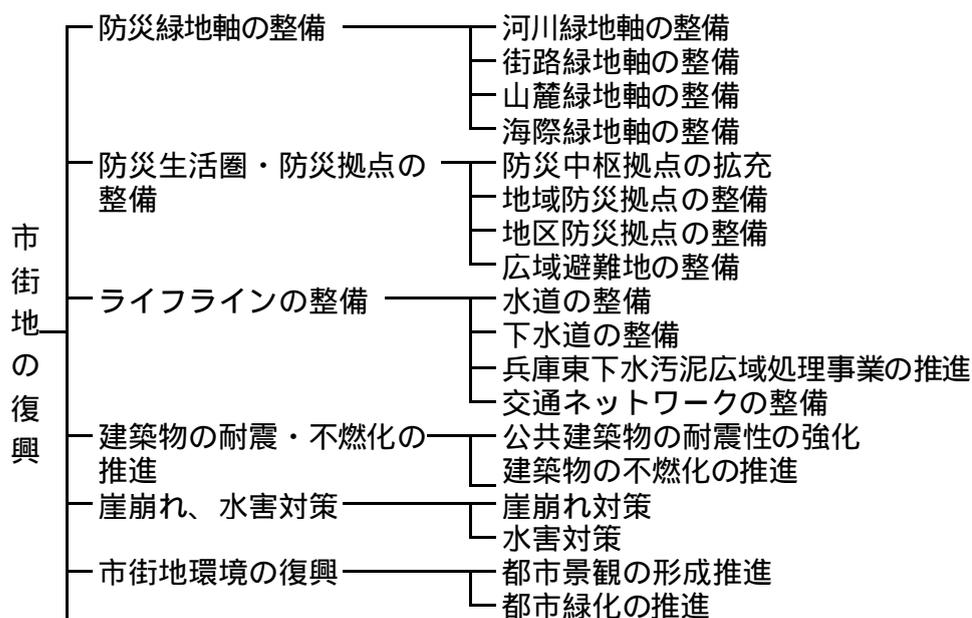
- ・市民の自主防災組織が災害発生時において機能するためには、日常的にその体制の基盤となる組織ができており、活性化していることが必要であり、この観点から生涯学習、スポーツ等のコミュニティ活動を高めるための支援を行う。

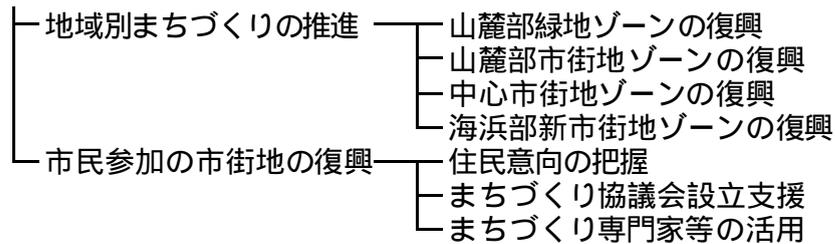
2. 市街地の復興

〔復興方針〕

- (1) 大震災時に同時多発する火災に対し、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動の阻害の防止のために、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。さらに、沿道において建築物の不燃化を推進する。
- (2) あらゆる種類、規模の災害を想定した防災計画に基づく防災生活圏を形成するために、地域防災拠点や地区防災拠点を整備するとともに、防災中枢拠点、広域避難地などの広域的なエリアを対象とする防災拠点の整備を図る。
- (3) あらゆる災害に対して・被害を最小限に食い止めるライフラインの整備を図る。
- (4) 人命の尊重を第一に考えた建築物の耐震・不燃化を推進する。
- (5) 地震・火災対策に加え、崖崩れ、水害等の災害対策をさらに講じる。
- (6) 災害に対する対応力の強化を図るにあたっては、ゆとりとうるおいのある市街地環境づくりを進める。
- (7) 地域毎の家屋の被災状況、及び防災上や生活環境上の基盤整備状況に応じた市街地の整備を図る。また、用途地域の見直しや、都市計画マスタープランについては、防災的なまちづくりの視点から検討する。
- (8) 市街地の復興にあたっては、市民、事業所と行政が協働して推進する。

〔施策体系〕





〔具体的施策〕

(1) 防災緑地軸の整備

河川緑地軸の整備

- ・ 芦屋川左岸線、芦屋川右岸線及び宮川線の街路樹、灌木緑化を拡充する。
- ・ 河川に貯水機能と親水空間を創出し、防火用水、生活雑用水として活用が図れるよう関係機関に働きかける。
- ・ 宮川線を緑地軸として整備するとともに、その緑地軸をさらに南芦屋浜地区の海際緑地軸まで延伸を図る。

街路緑地軸の整備

- ・ 南北方向の稻荷山線～山麓線（岩園保育所前～岩園隧道西詰）、芦屋中央線、松浜線～川東線、東西方向の防潮堤線、山手幹線、朝日ヶ丘線の街路樹及び灌木緑化を拡充する。
- ・ 国道2号、国道43号の緑化を推進する。

山麓緑地軸の整備

- ・ 地滑り・土石流を抑制するため、山麓部の緑地を保全・育成する。

海際緑地軸の整備

- ・ 南芦屋浜地区の東西方向に海や緑に親しめる海際緑地軸を整備するとともに、隣接市と連携し、大阪湾ベイエリアの臨海緑地軸の形成を図る。

(2) 防災生活圈・防災拠点の整備

防災中枢拠点の拡充

- ・ 防災中枢拠点である市役所に加えて、中枢拠点機能を拡充するため、消防本部の再整備を検討する。
- ・ 市役所及び消防本部へのライフラインは、大規模災害に対して対応力のあるシステムを構築する。

地域防災拠点の整備

- ・ 小学校区を基本とした各防災生活圈において、圏内の中心となる地域防災拠点を小学校等に整備する。
- ・ 地域防災拠点は、災害発生時の避難所となるとともに、災害直後の一定期間の備

蓄倉庫、消防水利、情報通信システム、地下水を利用した給水施設を整備する。

- ・地域防災拠点周辺の不燃化を促進し、安全性の向上を図る。

地区防災拠点の整備

- ・災害時の一時的な避難場所としての機能に加えて、住民による防災活動を支援するため、各防災生活圏内の地区集会所、公園等に防火水槽を整備するとともに、初期消火用資器材、救助救出等資器材を備えた防災倉庫を整備する。

広域避難地の整備

- ・市街地の大火に対する安全性を確保するため、避難者を収容できる不燃空間として、海際緑地核として整備する南芦屋浜地区の総合公園、及び山際緑地核として整備する霊園及びその周辺を広域避難地とし、防災機能の整備を図る。
- ・広域避難地において、消防水利、情報通信システム、給水施設を整備する。

(3) ライフラインの整備

水道の整備

- ・主たる地域防災拠点等に耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。
- ・六麓荘において配水池を新設するとともに、送・配水管の移設及び改良を図り、給水能力の改善を図る。
- ・幹線については、災害発生時における機能低下を代替するシステムを構築する。

下水道の整備

- ・下水道施設の復興にあたっては、耐震性の向上を進めるとともに、南芦屋浜地区での新都市づくりに対応した下水道整備を推進する。
- ・下水処理水の浄化再生利用に努め、人と環境にやさしい都市基盤を形成する。

兵庫東下水汚泥広域処理事業の推進

- ・下水処理場から発生する汚泥を広域的、効率的かつ安定的に処理する事業（エースプラン）を推進する。

交通ネットワークの整備

- ・東西方向については、広域的避難、救援物資等の輸送能力の増強を図るために、広域幹線道路である国道2号、国道43号を補完する道路として本市と隣接市を結ぶ地域幹線道路の整備を図る。
- ・南北方向については、現状では市街地を南北に貫く主たる道路は宮川線のみであるため、南北方向のコミュニティ交流を促進するとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路を確保するため、市街地を南北に貫く都市計画道路の一層の整備を図る。
- ・既存の中央緑道、江尻川緑道に加え、本市内に歩行者路、歩車共存道路等の整備を進め、歩行者路のネットワーク化を図る。

- ・空経由での避難や救援物資供給のために、奥池地区、山麓地区及び南芦屋浜地区において、臨時ヘリポートの空間を確保する。また、南芦屋浜地区で海へのアクセスの整備を図る。

(4) 建築物の耐震・不燃化の推進

公共建築物の耐震性の強化

- ・人々が多く集まる学校教育施設、社会教育施設、官公庁施設等の公共建築物の耐震性を強化する。

建築物の不燃化の推進

- ・建築物の復旧、再建にあたっては、優良建築物等整備事業等の公的助成を活用し、建築物の集合化、不燃化を推進する。
- ・市街地の不燃化を推進するため、防火地域・準防火地域の指定を検討する。

(5) 崖崩れ、水害対策

崖崩れ対策

- ・山間部の緑地保全と保水機能の一層の向上を図るよう関係機関等に働きかける。
- ・局地的な崖崩れのための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。

水害対策

- ・崩壊斜面の復旧に際しては、植林化などにより保水機能の向上に努める。
- ・芦屋川、宮川の水害対策のための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。

(6) 市街地環境の復興

都市景観の形成推進

- ・芦屋らしさを再生、復興するため、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを目指した都市景観の向上策を検討し、都市景観について条例の制定、及び条例運用のためのマニュアル・ガイドラインの作成を図る。
- ・市民へ都市景観向上についての理解を得るための普及・啓発を図る。

都市緑化の推進

- ・水と緑豊かな市街地環境を創出するために、「芦屋市都市緑化推進基本計画」に基づき、公共施設及び民有地の緑化を推進し、「花と緑いっぱいのもちづくり計画」を継続して実施する。

(7) 地域別まちづくりの推進

山麓部緑地ゾーンの復興

- ・当ゾーンは、市街化調整区域であり、かつ、砂防指定地、宅地造成規制区域等に指定されているが、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生しており、治山、砂防について関係機関に整備促進を要望する。
- ・災害を防ぐために、市街地に近接する山麓部において、地滑り防止、崖崩れ防止等の事業促進を図り、市街地の安全確保を図る。

山麓部市街地ゾーンの復興

- ・当ゾーンも概ね斜面地であり、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生している。また、芦屋川、宮川への雨水流出抑制対策にも配慮する必要がある。このため、芦屋川と宮川の治水対策を関係機関に要望するとともに、崖崩れ、水害に対する警戒避難体制の確立を図る。
- ・当ゾーンの被災状況は、市域の中で相対的に全半壊家屋が少ない。また、道路基盤が比較的整っており、原則的には個別建替を支援する。
- ・学校等の防災拠点へ遠い住宅地も存在しており、かつ、延焼遮断帯となる広幅員の道路も少ない。このため、防災生活圏の形成、自主防災組織の育成などの社会環境整備を進めるとともに、避難路の整備を図る。
- ・宅地の復旧にあたっては、専門家による技術指導をはじめ、支援策を検討する。

中心市街地ゾーンの復興

- ・全半壊家屋が多い地域で、狭小道路等が多く、また公園等の生活基盤も未整備な地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業、住環境整備事業により公園や歩行者路のネットワーク化、道路緑化、水空間の創出など、アメニティ豊かな環境として整備を図る。
- ・地域中心核において、商業に加え文化・芸術等の本市の新しい魅力につながる都市機能の整備を図るとともに、芦屋のシンボルとなる都市景観の創出に努める。
- ・市街地の復興整備を踏まえた駐車場整備地区の指定を行うとともに、JR芦屋駅周辺において公共駐車場の整備を図る。
- ・全半壊家屋が多いが、道路基盤が比較的整っている地区では、公共的空地の確保などの周辺市街地の環境向上につながる民間主導による住宅建設の共同建替について、優良建築物等整備事業制度等により支援していく。また、協調建替、個別建替などについても支援する。
- ・全半壊家屋が少なく、道路基盤が比較的整っている地区は、原則的には個別建替を支援していく。土地所有者等の意向によっては、隣接土地所有者等との共同・協調建替を支援する。

海浜部新市街地ゾーンの復興

- ・芦屋浜地区は、市域の中では相対的に全壊家屋が少なく、かつ道路基盤が最も整っているため、原則的には個別修理を支援するとともに、液状化に対する県の技術支援を得る。
- ・南芦屋浜地区において、被災市街地の建替、移転等に連動した良質な住宅地の形成とともに、健康増進・福祉機能が充実し、自然環境と共生した未来型のまちづくりを関係機関とともに推進する。

(8) 市民参加の市街地の復興

住民意向の把握

- ・各種調査を実施し、市民、事業所のまちづくりに対する意向の把握に努める。

まちづくり協議会設立支援

- ・面的整備等を行う地区については、住民によるまちづくり協議会の設立を支援する。

まちづくり専門家等の活用

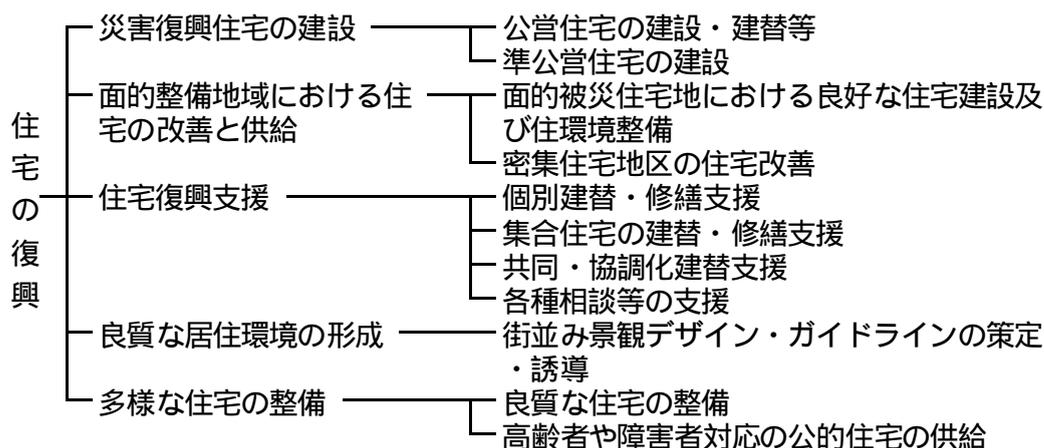
- ・市民参加による市街地の復興において、まちづくりの専門家または機関の活用を図るため、その受け入れ体制を整備する。

3. 住宅の復興

〔復興方針〕

- (1) 被害を受けた市営住宅の復旧とともに、被災者向けの災害復興住宅を建設する。
- (2) 面的に整備する住宅地については、より防災性を高めるとともに、緑豊かな住環境を形成する。
- (3) 住宅形態に応じた住宅復興支援を行うとともに、狭小宅地の建替については、建物共同・協調化を誘導するなど、良好な住環境を形成する。
- (4) 新しい芦屋の景観の創出につながるるとともに、良質な住環境を有する住宅供給を図る。
- (5) 住宅の供給にあたっては、多様な方法により良質な住宅の整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した公的住宅を供給する。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 災害復興住宅の建設

公営住宅の建設・建替等

- ・ひょうご住宅復興3ヶ年計画に連動した芦屋市住宅復興3ヶ年計画に基づき、震災によって被害を受けた市営住宅の建設・修繕、建替を行うとともに、新たに災害復興公営住宅の建設を行う。

準公営住宅の建設

- ・「特定優良賃貸住宅制度」を積極的に活用し、準公営住宅を建設する。
- ・兵庫県住宅供給公社や住宅・都市整備公団による賃貸住宅の誘致に努める。

(2) 面的整備地域における住宅の改善と供給

面的被災住宅地における良好な住宅建設及び住環境整備

- ・被災が甚大であり、かつ、道路、公園等の生活基盤の整備が必要な地域については、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の公的事業制度を適用し、住宅の改善と供給を図るとともに、公園の設置や緑豊かな道路等の住環境整備を図る。

密集住宅地区の住宅改善

- ・小規模住宅などが密集している地区は、住環境整備事業により公共施設、生活関連施設の整備を含め住宅の集団的供給を図る。

(3) 住宅復興支援

個別建替・修繕支援

- ・個別に建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋する。

集合住宅の建替・修繕支援

- ・集合住宅の建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋するとともに、建替においては優良建築物等整備事業制度による助成を活用できるように誘導する。
- ・再開発コーディネーター等の専門家の協力を得て、集合住宅の建替・修繕を支援する。

共同・協調化建替支援

- ・被災地の中で、複数の権利者が共同建替を行うもの、また個別建替の際に近隣と協調して建替を行うものについては、街並み景観デザイン・ガイドライン等により、公開空地、壁面後退等で公共的空間を確保した良好な住宅の形成を誘導する。
- ・県の民間住宅共同化支援制度（利子補給）の活用を誘導する。
- ・一団として被災した住宅地等のうち、優良建築物等整備事業制度の適用要件に合致するものについては、助成を行い、復興の促進を図る。
- ・一団として被災した住宅地で道路基盤が未整備な地区のうち、民間が共同して再開発事業を実施する場合、市街地再開発事業の要件に合致するものについては、同事業による助成を行い住宅等の整備を支援する。

各種相談等の支援

- ・本市も参画している芦屋総合住宅相談所を活用して、住宅形態に応じた住宅復興に関する各種相談・指導及び情報提供を行う。

(4) 良質な居住環境の形成

街並み景観デザイン・ガイドラインの策定・誘導

- ・街並み景観及び住環境に関するデザイン・ガイドラインを策定し、住宅の建替者

に対して、調和のとれた景観形成の誘導を図る。

(5) 多様な住宅の整備

良質な住宅の整備

- ・住宅の建設にあたっては、開発指導要綱等の遵守により、良質な住宅の整備が行われるよう指導する。
- ・良質な公的住宅の供給を県、公社、公団に要望する。
- ・市街地再開発事業地区において、良質な公的住宅等の供給を図る。

高齢者や障害者対応の公的住宅の供給

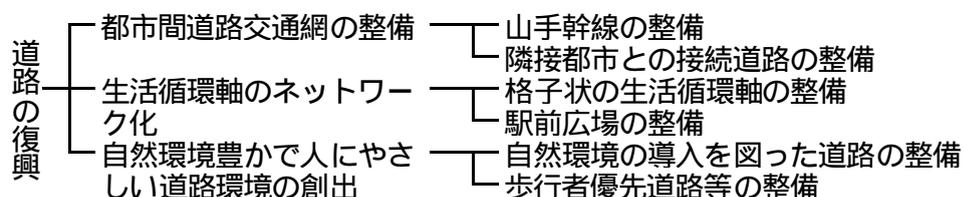
- ・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。

4 . 道路の復興

〔復興方針〕

- (1) 道路交通のネットワークの向上を図り、災害発生時における国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路を拡充する。
- (2) 市内の地域間のコミュニティ交流の活性化を図るため、道路のネットワーク化を図る。
- (3) 高齢者や障害者にやさしく、アメニティ豊かな道路環境を創出する。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 都市間道路交通網の整備

山手幹線の整備

- ・ 延焼遮断帯として、また災害発生時における避難、救援物資等の輸送のため、国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路として山手幹線を整備する。

隣接都市との接続道路の整備

- ・ 南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向への避難、救援物資等の輸送のため、神戸市と接続した道路を整備する。
- ・ 避難、救援物資等の輸送のため、鳴尾御影線の整備を西宮市へ働きかける。

(2) 生活循環軸のネットワーク化

格子状の生活循環軸の整備

- ・ 地域間のコミュニティ交流の活性化を図るとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路の確保と延焼遮断帯の形成を図るために、格子状の道路網(生活循環軸)を形成するように段階的に整備路線を定める。
- ・ 生活循環軸の基幹道路となる松浜線、川東線(国道43号～国道2号)、稻荷山線(駅前広場東線～山手線)、川西線(国道2号～山手幹線)の整備を図り、整備済み生活循環軸とあわせて格子状の道路網の形成を図る。
- ・ 南芦屋浜地区と市街地の南北方向への避難、救援物資等の輸送のため、芦屋浜線

を整備する。

駅前広場の整備

- ・ J R 芦屋駅南口において、海浜部新市街地ゾーンからの J R 芦屋駅への通勤・通学輸送の増大に対応するとともに、地区の活性化と市街地整備とをあわせて、緑豊かな駅前広場を整備する。

(3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出

自然環境の導入を図った道路の整備

- ・ 道路の整備にあたっては、歩行者や自転車通行の安全性に配慮して、緑や水を導入したアメニティ豊かな道路環境の形成を図る。

歩行者優先道路等の整備

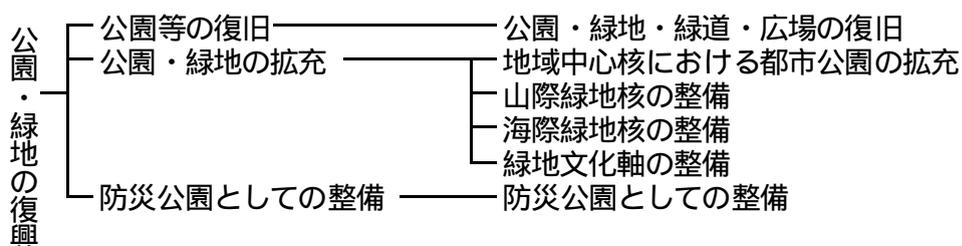
- ・ 子供、高齢者、障害者にやさしく、安全で快適な歩行者路や歩車共存道路等、歩行者優先道路の整備を進め、生活関連施設、公園、文化・歴史的資源を結びネットワーク化を図るとともに、緑豊かな道路として整備を図る。また、災害発生直後における避難、救援物資等の輸送のための道路として活用を図る。
- ・ 南芦屋浜地区の新市街地の形成にあわせ、人と人との交流や安全な通学路等の確保を目指し、宮川緑地文化軸を形成する歩行者用連絡橋の整備を推進する。

5 . 公園・緑地の復興

〔復興方針〕

- (1) 震災によって被害を受けた公園・緑地等の復旧に加え、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後に復旧を図る。
- (2) 本市の公園の整備状況（1人当たり都市公園面積）は、市全域で 4.3㎡/人で、兵庫県平均 8.5㎡/人（平成5年3月現在）に比べて不足しており、また地区毎の整備状況にもバラツキがある。このため、公園・緑地が不足しているゾーンや整備可能なエリアにおいて積極的に公園・緑地を拡充していく。
- (3) 防災性の高いまちづくりの一環として、主要な公園については防災拠点としての役割を担い、その整備を図る。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 公園等の復旧

公園・緑地・緑道・広場の復旧

- ・震災によって被害を受けた公園、緑地、緑道、広場を復旧するとともに、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後、復旧を図る。

(2) 公園・緑地の拡充

地域中心核における都市公園の拡充

- ・本市の中では、人口密度が高く、アメニティ空間の必要性が高い中心市街地ゾーンにおいて、公園面積が不足しており、地域中心核における面的整備事業にあわせて都市公園の整備を図る。

山際緑地核の整備

- ・自然に親しむ環境の拡充を図るため、山麓周辺において公園・緑地空間の整備を図る。その中で、霊園及びその周辺を山際緑地核と位置づけるとともに、広域避難地の機能を持たせる。

海際緑地核の整備

- ・市民の余暇時間における多様な行動ニーズに応えるとともに、水と緑豊かな環境を創出するため、南芦屋浜地区において総合公園及び海に親しむ海際緑地を整備する。
- ・総合公園には、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図るとともに、ライフラインを災害に対応力のあるシステムで構築し、広域避難地としての機能を持たせる。

緑地文化軸の整備

- ・中央緑道～江尻川緑道の緑地軸につながる、芦屋川、宮川、東部の3つの緑地文化軸を緑のネットワークの基軸とし、水と緑に親しめる空間整備を図る。
- ・中でも芦屋川緑地文化軸は、本市を代表する都市景観を有した軸であり、シンボル性を高めるため、芦屋川左岸道路のモール化を検討する。

(3) 防災公園としての整備

防災公園としての整備

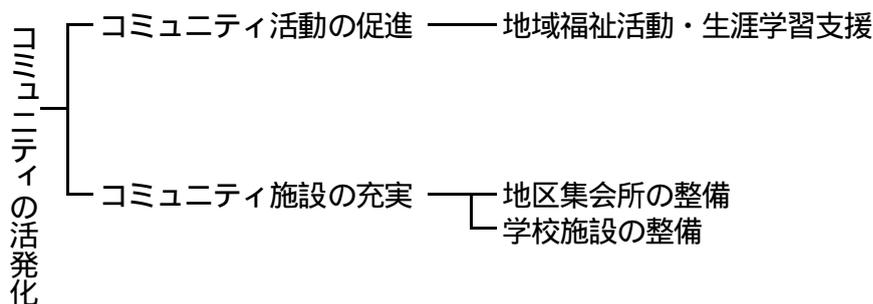
- ・公園の整備に際しては、樹木による防災効果の十分な活用を図るとともに、地区防災拠点とする公園については、防火水槽、防災資機材倉庫、給水施設等を公園の下部(地下)利用も考慮し設置を図る。

6 . コミュニティの活発化

〔復興方針〕

- (1) 災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進していくために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援する。
- (2) コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) コミュニティ活動の促進

地域福祉活動・生涯学習支援

- ・地域福祉活動、生涯学習を支援するとともに、各地域間のボランティアが相互に交流するための支援を行うとともに、指導者の育成に努める。

(2) コミュニティ施設の充実

地区集会所の整備

- ・地区集会所の未整備な地区においては順次整備を図るとともに、施設老朽化が進んでいる地区集会所の改善を図る。
- ・地区集会所は地区防災拠点兼ねるものとし、厨房設備、情報通信機能を整備する。

学校施設の整備

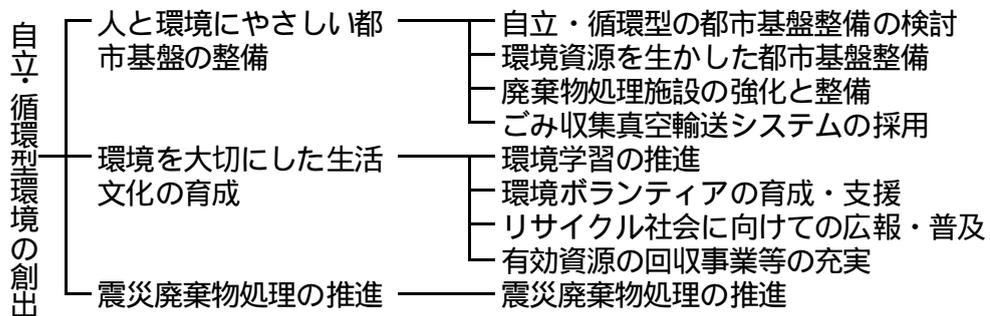
- ・「地域に開かれた学校」にするために、学校施設を住民が利用しやすいように、引き続き計画的に整備する。

7. 自立・循環型環境の創出

〔復興方針〕

- (1) 市街地の復興にあたって、人と環境にやさしい都市基盤の整備を進める。
- (2) 環境づくりの主人公である市民等が、環境に目を向け、より良い環境を自主的に創出していく生活文化の育成を図る。
- (3) 震災によって倒壊した家屋等から発生するガレキ等の早期処分や最終処分地の安定的確保を図る。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 人と環境にやさしい都市基盤の整備

自立・循環型の都市基盤整備の検討

- ・井戸・雨水の活用、下水処理水の浄化再生利用等の自立型水循環システムなど、環境にやさしいだけでなく、災害にも対応力のある自立・循環型のシステムの導入を検討する。

環境資源を生かした都市基盤整備

- ・自然や景観などの芦屋の豊かな環境資源をより生かすため、公園・緑地の整備や沿道・公共施設の緑化、さらに芦屋川での親水空間の整備などを進める。

廃棄物処理施設の強化と整備

- ・ごみ焼却施設の整備を図る。
- ・粗大ごみ処理及び資源等のリサイクル推進のために「リサイクルプラザ」の整備を図る。

ごみ収集真空輸送システムの採用

- ・南芦屋浜地区において、ごみ収集真空輸送システムの採用を図る。

(2) 環境を大切にした生活文化の育成

環境学習の推進

- ・「芦屋市環境計画」に基づき、市民・事業者が環境の本質を理解し、環境を大切に する心を育む環境学習を、生涯学習や学校教育と連携しながら進める。
- ・市民等が生き物と直接ふれあうことができるような場づくりに努める。

環境ボランティアの育成・支援

- ・より良い環境づくりを支える環境ボランティアの育成、支援を図る。

リサイクル社会に向けての広報・普及

- ・市民・事業者における省資源化、リサイクル化、廃棄物の減量化を推進するための啓発活動をさらに強化する。

有効資源の回収事業等の充実

- ・有効資源の回収事業の充実、廃棄物の再生・再利用の促進、再生品の使用促進等を推進する。

(3) 震災廃棄物処理の推進

震災廃棄物処理の推進

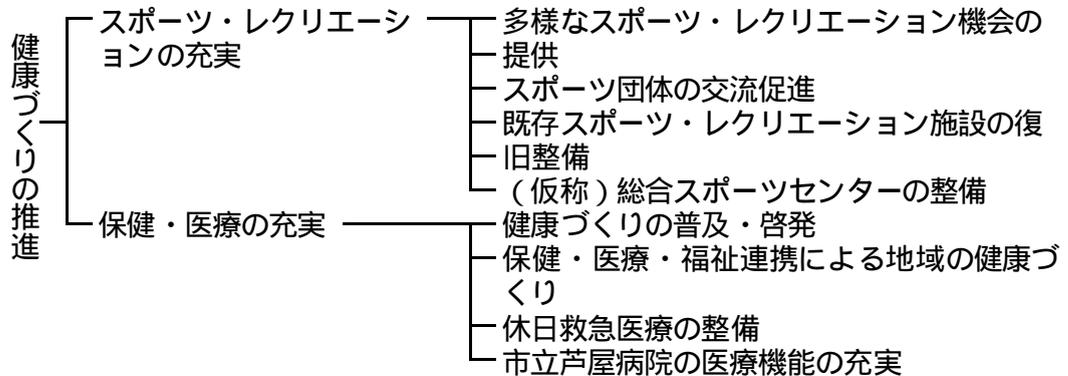
- ・震災による倒壊家屋から排出される廃棄物については多様な方法を導入し、迅速・適正処理を図る。
- ・廃棄物の最終処理は、大阪湾圏域広域処理事業等により推進する。

8 . 健康づくりの推進

〔復興方針〕

- (1) 災害発生時の助け合い、協力の基盤となる住民相互の交流が盛んな地域社会の形成を図るための一つの仕組みづくりとして、また、高齢化社会に向けて、市民の生涯にわたる自らの健康づくりのために、様々な場所においてスポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出するとともに、活動の基盤となる施設の整備を行う。
- (2) 自らの健康は自らがつくるという健康観の普及・推進、その健康づくりを支援する保健・医療機能の充実を図る。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) スポーツ・レクリエーションの充実

多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供

- ・「スポーツ・フォア・オール計画」に基づき、生涯スポーツを推進するため、全ての市民が、年齢やライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、軽スポーツの普及やスポーツ・レクリエーション大会の開催など、多様な機会の提供に努める。また、「国際チャレンジデー」への参加など、内外を対象とするスポーツ・レクリエーション大会を通して、市民交流や国際交流を推進する。

スポーツ団体の交流促進

- ・各種のスポーツ・レクリエーション団体・グループ等の育成を図るとともに、講習会や普及活動を通じて体育指導リーダーの養成を図る。さらに、グループ相互の交流を図る。

既存スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備

- ・ 体育館、青少年センター、川西運動場等の既存スポーツ施設の復旧を図り、建物については耐震性を高めるとともに、災害発生時の地区防災拠点兼ねる。
- ・ 青少年野外活動センターの復旧整備を図り、自然や生き物に親しむ環境の創出を図る。
- ・ 高齢者や障害者のみならず、全ての市民が生活空間の中で自らの健康をつくり、多様な世代がふれあい、交流の場となる公園・緑地の復旧整備を図る。

(仮称)総合スポーツセンターの整備

- ・ 本市にふさわしいスポーツを中心とした新しいコミュニティの場づくりとして、総合的な拠点づくりを行う。

(2) 保健・医療の充実

健康づくりの普及・啓発

- ・ 高齢化社会に向けて、自らの健康は自らがつくるという健康観について、保健センターを中心に医療・福祉機関と連携し、健康づくり方法の情報提供等を通して実践活動の普及・啓発に努める。
- ・ 市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。当地域組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。

保健・医療・福祉連携による地域の健康づくり

- ・ 保健センターが防災生活圏における医療・福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進・疾病予防に努める体制の確立を図る。

休日救急医療の整備

- ・ 休日における急病患者の第一次応急診療業務を在宅当番医制から(仮称)保健福祉総合センターでの応急診療業務に切り替え・休日救急医療の整備を図る。

市立芦屋病院の医療機能の充実

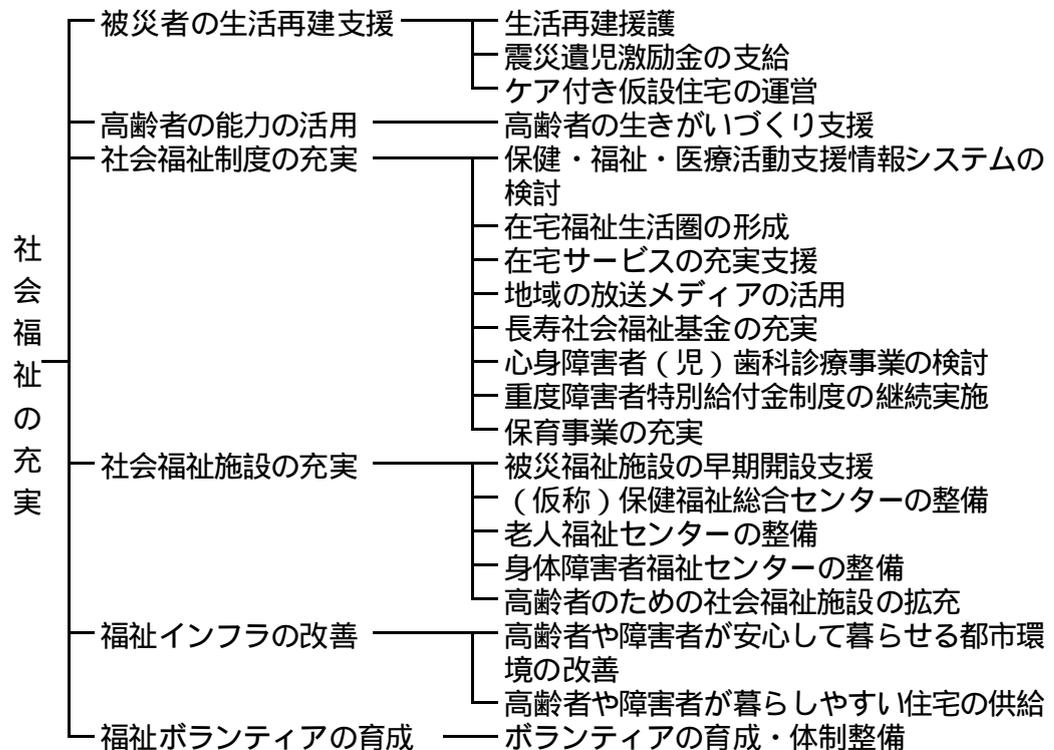
- ・ 市立芦屋病院を地域の中核病院として機能拡充を図るとともに、災害発生時の後方医療機関として位置づける。

9 . 社会福祉の充実

〔復興方針〕

- (1) 震災によって生活の自立が困難な被災者や遺児への生活支援を行う。
- (2) 高齢者が長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かし、生涯にわたって社会に貢献し参加できる機会を確保し、高齢者が地域社会に参加できる仕組みづくりを進める。
- (3) 高齢化社会の一層の進展とともに、在宅ケアを希望する高齢者等の増加が予測される。保健・医療機関との緊密な連携のもとに、高齢者等に対して在宅福祉サービスの充実したまちづくりを、平常時のみならず、災害発生時の対策を兼ねて推進する。また、在宅ケアにとどまらず、高齢者や障害者に対する幅広い支援や、就労女性等への保育支援などの制度の拡充を図る。
- (4) 施設福祉が必要な高齢者や障害者等に対して、社会福祉施設の充実を進める。
- (5) 災害発生時の避難行動の容易性も考慮し、高齢者や障害者も含めて安全で安心して暮らせる生活空間の形成に努める。
- (6) 在宅福祉サービスを支援する福祉ボランティアを育成する。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

（１）被災者の生活再建支援

生活再建援護

- ・震災によって生活の自立が困難な世帯に対して、生活相談を通じて各種貸付制度等による自立支援を行う。

震災遺児激励金の支給

- ・芦屋市社会福祉「友愛」基金を活用して、震災の遺児に対して就学激励金を支給する。

ケア付き仮設住宅の運営

- ・ケア付き仮設住宅入居中の要介護者に対し、24時間職員を配置し介護サービスを実施する。

（２）高齢者の能力の活用

高齢者の生きがいづくり支援

- ・高齢者が進んで生涯学習等のボランティア指導者等になって社会に関わるなど、長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かす機会の提供を図る。
- ・高齢者の地域スポーツ・レクリエーション活動への参画を促し、地域の幅広い年齢層の交流促進を図る。

（３）社会福祉制度の充実

保健・福祉・医療活動支援情報システムの検討

- ・保健・福祉・医療の連携による総合的なシステムを開発し、誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指すために、健康管理システムの導入・活用、福祉情報管理システムの導入・活用、健康管理システムと福祉情報管理システムの連結などを検討する。

在宅福祉生活圏の形成

- ・中学校区を単位として、在宅介護支援センターの整備を図り、在宅ケアを主体とする在宅福祉生活圏の形成を図る。
- ・全市域に対するサービス拠点は、（仮称）保健福祉総合センターとし、保健・福祉・医療、文化・交流の機能を持たせる。

在宅サービスの充実支援

- ・在宅福祉を支援するためのホームヘルプサービス、ショートステイ（短期滞在・保護）、ミドルステイ（最高3ヵ月を限度として中期滞在・保護）、デイサービス（在宅の要介護老人に対する昼間の健康チェック等）、介護ホーム、福祉給食サービス、在宅痴呆性老人介護者支援の制度の充実及び施設整備を図る。

地域の放送メディアの活用

- ・在宅の高齢者や障害者の医療・福祉や生涯学習等の多様なニーズに応えるため、地域の放送メディアの活用促進を図る。

長寿社会福祉基金の充実

- ・長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって、住みやすい地域社会の実現に資するため、基金積立を継続する。

心身障害者（児）歯科診療事業の検討

- ・歯科受診困難な重度心身障害者（児）の歯科診療の実施について、歯科医師会・関係機関と協議検討する。

重度障害者特別給付金制度の継続実施

- ・国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等、現行の年金制度で障害基礎年金を受けることができない重度障害者に対し、特別給付金を支給する。

保育事業の充実

- ・女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育のための「一時的保育」について、保護者の労働・職業訓練・就学等の際の「非定型保育サービス」、保護者の傷病・事故・出産等の際の「緊急保育サービス」を継続実施する。
- ・延長保育については、保育需要をみながら拡充について検討する。

（４）社会福祉施設の充実

被災福祉施設の早期開設支援

- ・被災を受けた社会福祉施設の早期開設を支援する。建替等にあたっては耐震性の強化を図る。

（仮称）保健福祉総合センターの整備

- ・地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯学習等の市民サービスを保健・福祉・医療の3分野を有機的に連携させ、総合的な拠点づくりを行う。

老人福祉センターの整備

- ・老人福祉センターを（仮称）保健福祉総合センターに設置する。

身体障害者福祉センターの整備

- ・障害者施策の拠点として、（仮称）保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを設置する。

高齢者のための社会福祉施設の拡充

- ・健康と生きがいづくり及び在宅ケアサービスの相談を目的として、ふれあいセン

ターを整備する。拠点施設については、将来、その機能を（仮称）保健福祉総合センターへ移行する。

- ・高齢者の住みやすい環境づくりを充実していくため、特別養護老人ホームの整備を図る。
- ・養護老人ホーム「和風園」をプライバシーのある生活の場とするため、居室、個室を増やすとともに、地域交流・地域開放を進めるため、集会所の機能を充実する。

（５）福祉インフラの改善

高齢者や障害者が安心して暮らせる都市環境の改善

- ・地域のコミュニティ活動の核となる学校教育施設や社会教育施設等をはじめ、歩道、公園、駅舎等の都市空間において、スロープ、トイレ、ドアなど高齢者や障害者に配慮した生活空間の整備を図る。
- ・兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくり重点地区を指定し、高齢者、障害者等の意向を盛り込んだ整備計画に基づき、施設の改良を進める。

高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の供給

- ・生涯を通じた安定とゆとりある住生活を図るために、高齢者や障害者対応仕様の住宅や多世代同居型住居等を建設し、多様な住まい方を選択できる住宅の供給促進に努める。
- ・兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者対応のための住宅の改造費に対して助成する。

（６）福祉ボランティアの育成

ボランティアの育成・体制整備

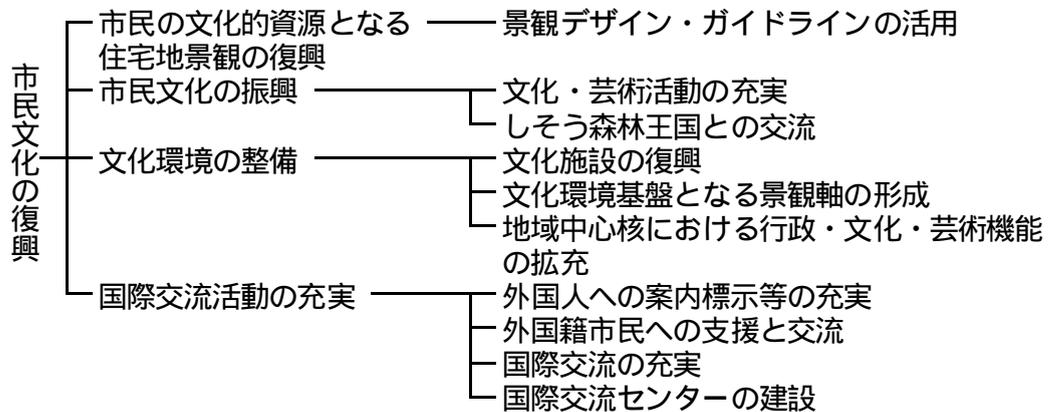
- ・福祉ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。

10. 市民文化の復興

〔復興方針〕

- (1) 市民が永年にわたって築きあげてきた文化的資源である美しい景観を有した住宅地の復興を進める。
- (2) 文化活動の拠点としての社会教育・文化施設の復旧を図り、市民文化の振興を図る。
- (3) 既存の景観資源や文化・芸術施設を核として、新しい市民文化の創造につながる文化的基盤を強化する。
- (4) 外国籍の市民にも安心して生活できる環境整備が必要であるとともに、内外に誇れる芦屋として、国際交流事業のなお一層の充実を図る。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

- (1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興
 - 景観デザイン・ガイドラインの活用
 - ・住宅建替者に対する街並み景観デザイン・ガイドラインを活用し・良好な住宅地環境の形成に努める。
- (2) 市民文化の振興
 - 文化・芸術活動の充実
 - ・芦屋市文化振興財団と連携し、内容豊かな文化情報を市民へ提供し、市民が文化・芸術に触れる機会を拡大するとともに・文化・芸術関係の団体と連携して、市民の自主的な文化活動を担う各種の文化・芸術団体の育成やその指導者の育成に努める。
 - ・市民のふるさとづくりとして、三大まつりの振興を図る。

しそ森林王国との交流

- ・平成6年度から進められている芦屋サマーカーニバルやあしや秋まつり等におけるしそ森林王国（兵庫県宍粟郡）との交流を、今後、市民レベルで実施する。

（3）文化環境の整備

文化施設の復興

- ・被災を受けた文化施設や歴史・文化的遺産の復旧を図るとともに、建築物については耐震性の強化を図る。

文化環境基盤となる景観軸の形成

- ・防災緑地軸を自然環境の拡充にとどめず、デザイン、色彩に配慮した景観軸として形成を図るとともに、景観形成地区との緑のネットワーク化を図る。

地域中心核における行政・文化・芸術機能の拡充

- ・防災緑地軸の一つである芦屋川緑地文化軸を一層自然環境豊かな景観軸に育てるとともに、地域中心核とその周辺部において、芦屋川緑地文化軸と一体となった行政・文化・芸術機能の複合したゾーンの形成を図る。そのゾーンは、うるおいとゆとりのある空間として創出する。

（4）国際交流活動の充実

外国人への案内標示等の充実

- ・外国語による案内・標示板の整備など、外国人の住みやすい生活環境の整備を図る。

外国籍市民への支援と交流

- ・生活情報提供として、「ニューズレター」、「アシヤガイドブック」、「英文市内地図」を発行する。
- ・日本語講座や生活相談を実施するとともに、在住外国人とのネットワークづくりに努める。

国際交流の充実

- ・芦屋市国際交流協会と連携して、国際フォーラムや世界に発信する国際シンポジウムの開催、海外友好姉妹都市等との交流や海外青年協力隊の派遣などの国際貢献活動を促進する。

国際交流センターの建設

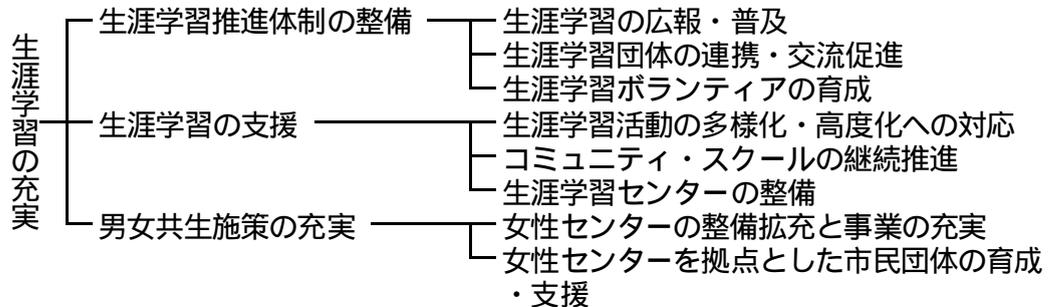
- ・国際交流活動の拠点となる国際交流センターの建設を検討する。

11. 生涯学習の充実

〔復興方針〕

- (1) コミュニティ活動を活発化していくために、また高齢化、定住化等の社会の潮流に対して、市民の生涯学習を一層推進する。さらに、コミュニティ活動を自主的な組織として育成するために、生涯学習の民間指導者の養成を行う。
- (2) 市民の多様、かつ高度なニーズに応えた生涯学習の支援を行うとともに、学校教育施設や社会教育施設は、生涯学習を促進するための場として、さらに災害発生時の拠点施設として整備を進める。
- (3) 男女共同参画型社会を目指した施策を充実する。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 生涯学習推進体制の整備

生涯学習の広報・普及

- ・生涯学習を活発化するための広報を行い、啓発に努める。

生涯学習団体の連携・交流促進

- ・生涯学習団体・グループの連携を図り、相互交流を促進し、市民交流の盛んな地域社会の形成を図る。また、災害発生時において、相互支援の基盤となる体制づくりに努める。

生涯学習ボランティアの育成

- ・生涯学習ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。
- ・各種の技能や知識を持っており、指導することに熱意のある市内在住の有識者による、芦屋人材バンクの設立を検討する。

(2) 生涯学習の支援

生涯学習活動の多様化・高度化への対応

- ・市民の多様化、高度化する生涯学習のニーズに応えるための支援をし、生涯学習

活動の活発化を促進することに努める。

- ・生涯学習に関する市民の幅広いニーズや、在宅の高齢者や障害者のニーズに応えるため、有線テレビを利用した生涯学習を創設する。

- ・生涯学習の場において、防災知識の普及・啓発に努める。

コミュニティ・スクールの継続推進

- ・引き続き、学校開放の促進に努め、コミュニティ・スクールの活性化を図る。なお、その活動の中で防災意識の啓発を図る。

生涯学習センターの整備

- ・生涯学習活動の拠点となる生涯学習センターの整備を検討する。

(3) 男女共生施策の充実

女性センターの整備拡充と事業の充実

- ・女性センターを整備拡充し、男女共同参画型社会に向けての啓発事業等の充実を図る。

女性センターを拠点とした市民団体の育成・支援

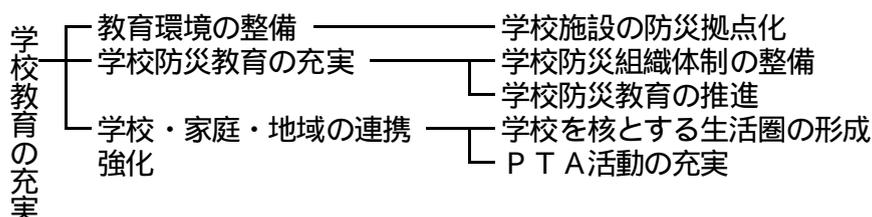
- ・女性センターにおける支援を通して、カウンセラー、保母等の自主的活動を展開する専門員集団を育成し・当集団を核とした市民団体の育成と支援に努める。

12. 学校教育の充実

〔復興方針〕

- (1) 学校を防災拠点として位置づけるとともに、それに要する諸施設を整備する。
- (2) 学校において、従来から芸術・文化、スポーツ、遊びに親しむ教育条件の整備が進められていたが、今後は防災教育を充実する。
- (3) 地域に開かれた学校を推進するために、学校・家庭・地域の連携強化を図る。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 教育環境の整備

学校施設の防災拠点化

- ・学校施設を地域防災拠点として位置づけ、井戸及び雨水等の貯水施設、情報・通信、自家発電施設、厨房設備、災害用備蓄倉庫の整備等の防災機能の拡充を図る。

(2) 学校防災教育の充実

学校防災組織体制の整備

- ・災害発生時の学校、家庭、地域の防災組織体制の確立と役割分担の明確化を図る。

学校防災教育の推進

- ・自然災害など防災に関する知識を修得させるため、防災教育の手引書を作成する。
- ・災害に備え、防災訓練を通して避難など適切な行動が取れるよう指導する。

(3) 学校・家庭・地域の連携強化

学校を核とする生活圏の形成

- ・学校を子供から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校を核とした防災生活圏の形成に努める。

PTA活動の充実

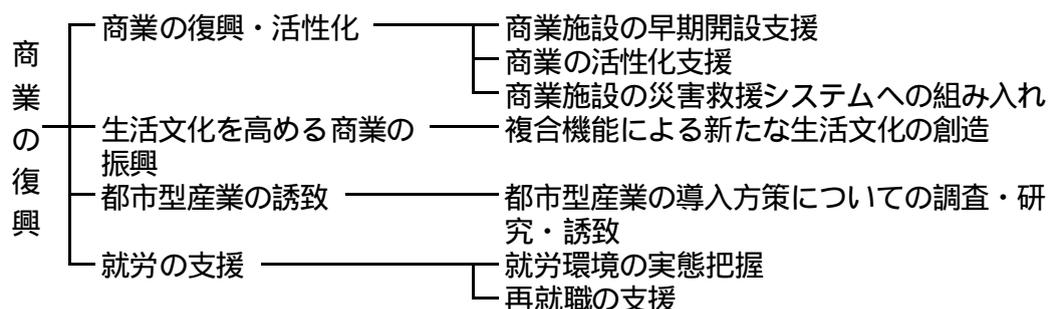
- ・PTA活動の充実を図り、学校と地域の関係を深めるとともに、住民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動等の基盤形成に努める。

13. 商業の復興

〔復興方針〕

- (1) 市場、商店街は、全般的に震災前から退潮傾向にあり、加えて震災によって甚大な被害を受けた。復興にあたっては施設整備にとどまらず、商業機能の活性化を図り、魅力ある商業空間へと再編する。
- (2) 現在、JR芦屋駅地区が主たる商業核になっているが、阪神芦屋駅周辺まで区域を拡大し、本市の地域中心核として、都市機能面や都市空間面で整備を進め、商業の振興とともに、生活文化を一層高める。
- (3) 南芦屋浜地区のまちづくりにおいて、21世紀を展望したまちづくりを進めるために、本市の文化的なイメージにも合致し、良好な住環境と共生できる都市型産業の誘致方策を検討する。
- (4) 震災によって、失業した人々への就労支援を行う。

〔施策体系〕



〔具体的施策〕

(1) 商業の復興・活性化

商業施設の早期開設支援

- ・被災を受けた商業、サービス業の早期開設への資金融資支援等を行う。

商業の活性化支援

- ・面的に全半壊の被害を受けた商業地については、商業活性化を図るための調査・計画支援を行う。
- ・事業者の合意を得られた地区については、公的制度による資金助成・融資等の斡旋に努め、再整備を図る。

商業施設の災害救援システムへの組み入れ

- ・商品提供を迅速に行うシステムを有している商業施設を災害救援システムの中に組み入れる。

(2) 生活文化を高める商業の振興

複合機能による新たな生活文化の創造

- ・地域中心核において、水と緑豊かな環境を創出し、既存の商業施設と住宅を復興するとともに、文化・芸術等の都市機能の導入に努め、商業の活性化や地区の魅力化を図り、新たな生活文化を創造する基盤の整備を図る。

(3) 都市型産業の誘致

都市型産業の導入方策についての調査・研究・誘致

- ・芦屋にふさわしい情報やデザイン関連、または業務研究等の都市型産業の導入方策について調査・研究を行い、誘致を図る。

(4) 就労の支援

就労環境の実態把握

- ・市内に居住する勤労者の雇用環境、また市内事業所の労働環境を把握するための調査を実施する。

再就職の支援

- ・再就職を希望している人に対して、資格取得やパソコン実習等の研修を実施する。
- ・職業安定所と連携を図りながら、相談事業等を進める。

実現に向けて

基本計画の具体的施策を積極的に進めていくためには、市は一時的に多大な財政負担を伴うこととなる。

このため、事業の進捗にあわせた推進体制の確立を図るとともに、事業の優先順位を定め、財源の確保にあたっては、行政内部で事務業務の見直し、組織・定員管理の適正化、職員給与の適正化等行財政改革を積極的に推進し、経費の節減と効率的な行政運営に努めるとともに、国及び県に対して財政支援を求めていくこととする。

なお、復興にあたっては、芦屋国際文化住宅都市建設法の理念を改めて認識し、国、県の協力、支援を得つつ、市民・事業者・行政が協働して取り組む必要がある。

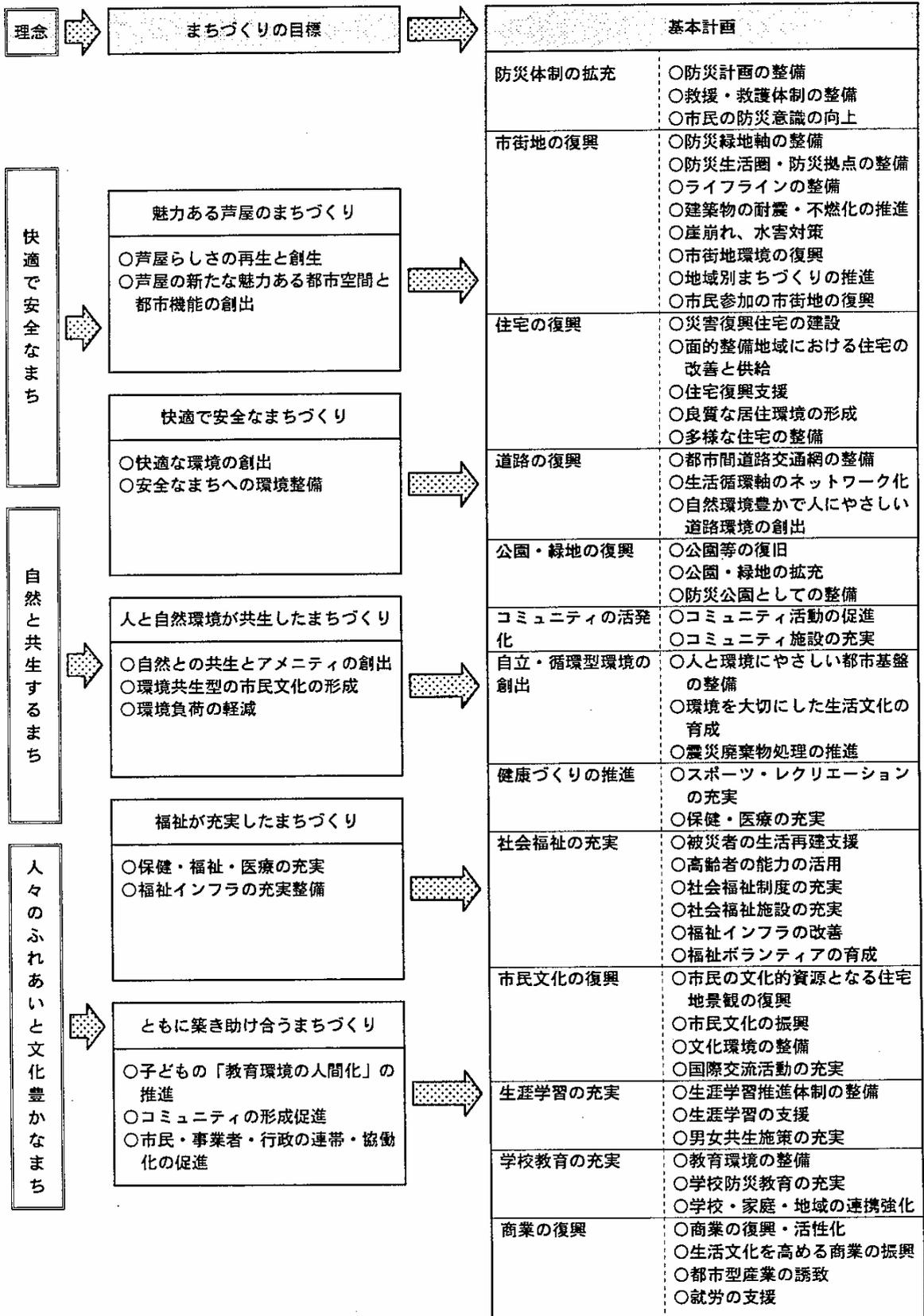
基本構想・基本計画の体系表

用語解説

芦屋市震災復興計画検討委員会

- 委員名簿・検討経過・設置要綱 -

基本構想・基本計画の体系表



用語解説

芦屋市環境計画（案）

「芦屋市新総合計画」をはじめとする諸計画に環境保全・創造面からの指針を示し、市民・事業者・行政のパートナーシップを構築し、事業者を含む市民の活動や生活を環境配慮型に誘導するよう支援する計画で、「1．環境を大切に生活文化 - 芦屋環境ライフ - の育成」、「2．恵まれた環境ストックを活かした快適環境都市づくり」、「3．豊かな生態系を育み、生きものとふれあう都市づくり」、「4．21世紀に向けた、人と環境にやさしい都市システムづくり」、「5．恵まれた国際的素地を活かし、地球環境保全に貢献する都市づくり」の5つの基本目標を設定している。

芦屋市国際交流協会

市民の国際感覚と国際理解を熟成するため、国際交流の普及啓発、各種交流事業を推進する民間レベルでの国際交流活動の核として設立。

事業内容として、在在外国人交流事業、国際交流指導者養成事業、国際理解講座／セミナーの開催、語学／文化セミナー事業、国際協力・貢献事業、海外諸都市との交流事業等がある。

芦屋市市民意識調査・芦屋市事業所アンケート調査

震災復興計画をはじめ、今後の行政計画、行政施策に市民、事業者の意見を反映、参考にするため、市民2千人、市内事業所約2千事業所に対して、平成7年4月に実施したアンケート調査。調査内容は、震災当日・震災後の避難行動、家屋に関する被災状況と今後の対応、震災復興のまちづくり等についてである。

芦屋市社会福祉「友愛」基金

社会福祉事業のために寄せられた寄付金をもって、市民の社会福祉を増進させることを目的として、昭和46年に創設。

芦屋市震災復興緊急整備条例

阪神・淡路大震災による震災復興事業としての市街地の緊急整備を円滑に推進することにより、安全かつ快適で災害に強い緑豊かな国際文化住宅都市芦屋の市街地形成を誘導することを目的とした条例。

芦屋市新総合計画

総合計画は、芦屋国際文化住宅都市建設のため、「自然と調和した緑豊かな美しいまち」、「都市機能の充実した住みよいまち」、「豊かな人間性と文化を育む健康なまち」の3つの基本目標のもとに昭和46年3月に策定。新総合計画は、この精神を受け継ぐとともに、21世紀への新たな飛躍を目指し、誇りと愛着を感じる魅力ある国際文化住宅都市をさらに充実させるため、昭和61年3月に策定。

芦屋市地域防災計画

芦屋市の市域にかかる災害対策全般に関し、総合的・計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万全を期すことを目的として策定。

芦屋市都市景観形成基本計画

緑豊かな芦屋の景観を目指して、六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境を生かすとともに、残された貴重な歴史的建築や歴史的施設等の資産を活用し、また、地区ごとの性格を考慮しながら、利便性・安全性の高い快適な生活環境を創造していくことを理念とした計画。「景観の地区別計画」と「景観形成への取り組み」から構成されている。

芦屋市都市緑化推進基本計画

現存する緑を守りつつ、緑が不足していたり、失われた地域に緑を造り、芦屋市及び市内各地域の特性に調和した、芦屋市らしい緑を都市のすぐれた環境や景観の形成に資するように育て上げていくことを基本的目標とした計画。公共公益施設の緑化、民有地の緑化、普及啓発活動及び顕彰制度、緑の管理体制、まとまりのある緑の保全、民有地における緑の保全、民間の参加協力等の促進、緑化推進区域等の活用、を緑化施策としている。

(財) 芦屋市文化振興財団

芦屋市にゆかりの深い文学者・芸術家及び歴史に関する資料を調査、研究、公開し、そのほか地域文化の振興を図る事業を行い、豊かな文化環境を創出し、広く文化の発展に資することを目的として設立。

事業内容は、谷崎潤一郎関係資料の収集・保存・研究・展示・普及活動、芸術・文学・歴史に関する資料の展示・研究・普及活動、ルナ・ホール事業、谷崎潤一郎記念館、美術博物館、富田碎花旧居の管理運営、地域文化の振興を図る事業等である。

芦屋すこやか長寿プラン21

来るべき21世紀を展望し、高齢者の保健福祉施策の総合化を図るとともに、生きがいを実感しつつ、心豊かにくらす社会、社会的連帯感で結ばれたぬくもりのある社会、人間性重視の人にやさしい社会づくりを基本理念に、人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会の創造を目指した計画。

芦屋総合住宅相談所

住宅復興を促進するために、飛躍的な増加が見込まれる住宅相談需要に責任をもって、継続的に対応し、財産関係、建築技術、まちづくり等に関する各種相談・指導や公的施策の紹介及び各種住情報の提供等が可能な総合的な相談指導窓口。兵庫県が県下に設置する8つの兵庫県住宅総合相談所の一つ。

(財) 芦屋ハートフル福祉公社

在宅福祉の「核」として高齢者や障害者等をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域で、すこやかで安心して生活できるよう、在宅福祉サービスを「だれでも、いつでも、どこでも」必要に応じて供給することを理念に設立。ホームヘルプサービス、公社独自のヘルプサービス、福祉給食サービス、指定老人訪問看護、在宅痴呆性老人介護者支援(託老ルーム)、「紙おむつ」給付・宅配サービス、相談援助等の事業を行っている。また、ヘルプサービス活動に従事した時間数の全部又は一部を福祉公社に預託し、将来必要に応じてサービスを受ける労力預託制度も設けている。

インフラ

インフラストラクチャーの略。社会・産業発展の基盤となる施設で、道路、鉄道、公園、港湾、通信、電気・ガス施設、上下水道等。

延焼遮断帯

火災の延焼を防止するための帯状の都市施設。都市施設としては、道路、河川、鉄道、公園、緑道等があげられ、これら施設と沿道建築物の不燃化を推進し、延焼遮断帯を構築。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。例えば、排出される大気汚染物質、水質汚濁物質や騒音、振動、また自然景観の変更等。

国際チャレンジデー

あらかじめ決められた日に、15分以上の運動に参加した市民の比率を外国の市などと対抗して、世界規模で競い合うスポーツイベント。

ごみ収集真空輸送システム

住宅等から排出されるごみについて、ごみの発生場所とごみ収集センターとを輸送パイプでつなぎ、パイプ内空気の圧力差を利用して、ごみを収集する方式。特長としては、「時間に左右されない収集の実施」、「悪臭の排除など衛生的」、「収集・運搬作業の省力化」等がある。

在宅ケア

社会的な扶助を必要とする高齢者や障害者などを特別な施設に収容しないで、保健婦等が自宅へ出向いて行う福祉・医療サービス。

三大まつり

芦屋さくらまつり、芦屋サマーカーニバル、あしや秋まつりを三大まつりと位置づけ、市民団体がそれぞれ「まつり協議会」を組織し、開催。まつりが文化の母と言われるように、まつりの開催

が郷土愛を育て、市民各層のコミュニケーションを深め、さらには市民文化を育てることを目的とし、行政も支援している。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行う事業。施行地区内権利者の権利の変換方法によって、第1種（権利変換方式）と第2種（用地買収方式）に分かれる。

住環境整備事業

法律（住宅地区改良法）や国の要綱（密集住宅市街地整備促進事業制度要綱等）により、良質な住宅の建設、供給や広場、緑地等の公共施設を整備し、居住環境の整備を図る事業。

スポーツ・フォア・オール計画

豊かな人間性と文化を育む健康なまちづくりを基本目標とし、生活にゆとりをもたらすスポーツ・レクリエーションを育てる計画。「健康的なライフスタイルをめざして、いつでもどこでもだれでもが、家庭、学校、地域の活性化のために、みんなのスポーツから私のスポーツへ、文化としてのスポーツを育てる。」という5つの基本的な考え方にに基づき、スポーツ施設、制度等の整備と活用を図りながら、生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育・スポーツのそれぞれの分野で、スポーツ普及・振興のための各種事業を展開していく。

耐震性飲料・消火兼用貯水槽

平常時は水道管路の一部として機能し、配水管からの清浄な水が常時、槽内全体を流れる構造のため、飲料水として適した水質を確保し、さらに非常時には緊急遮断弁が作動し、槽内に貯水する耐震性の貯水槽。

男女共同参画型社会

女性に対する固定的な役割を見直し、男女の定型化された役割分担を排除して、共に社会の創造に責任ある参加が可能な社会。

地域幹線道路

地域の生活基盤となり、地域の活性化と産業の振興に資する道路や道路混雑を緩和し、新たな地域の骨格道路となるもの。

地区集会所

地域のコミュニティづくりや文化活動の拠点として、市内12ヶ所に設置している集会所。市民であれば誰でも利用できる。

特定優良賃貸住宅制度

中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進のため、国及び市が建設費（共同施設整備、地域関連施設整備）の補助・家賃の減額等の補助を講ずることにより民間の良質な賃貸住宅の建設を促進する。これらの住宅を市の公社等が借り上げまたは、管理を受託して公的な賃貸住宅として供給する制度。

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の1つ。道路の機能によって、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路（歩行者専用道等）の4つに分類される。

土地区画整理事業

昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の交換分合並びに区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う事業。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去った高齢者、障害者にやさしい生活空間のあり方。空間整備のイメージは、段差のない床、手すりのついたトイレや風呂、車椅子でも容易に移動できる広い廊下等である。1970年代後半からは、制度、文化・情報、意識等様々

な社会的障壁を除去するという意味にまで拡大されている。

兵庫県東下水汚泥広域処理事業

下水汚泥を兵庫県流域、尼崎市、西宮市、芦屋市が共同して処理する事業。通称、兵庫東エース事業。

兵庫県福祉のまちづくり条例

21世紀の超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者・障害者をはじめすべての人々が、1人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことができる社会の実現に向けて、平成4年度に制定された条例。大勢の人々が日常利用する施設について、高齢者・障害者等に配慮した傾斜路、階段への手すり、車いすで利用できるエレベーター・便所等の整備を進め、高齢者・障害者等が安全かつ快適に利用できる環境づくり、福祉のまちづくりを推進する。

兵庫県民間住宅共同化支援制度

被災地域において、合計して300㎡以上の2以上の敷地について、共同利用して一の構えの良質な共同住宅を建設する場合、または建築物の形態や意匠において協調的設計により住宅を建設する場合に、優良建築物等整備事業等を活用して共同施設整備費等への補助を行うとともに、その建設並びに被災県民がその住宅を購入する資金にあてる住宅金融公庫からの借入金等に対して、当初10年間の利子補給を行う制度。

ひょうご住宅復興3ヶ年計画(案)

震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にやさしい安全・快適で恒久的な住宅の供給を図るために策定される計画。「3ヶ年で恒久的住宅建設」、「公的賃貸住宅の積極的建設」、「新市街地等での早期の住宅建設」、「面的整備に伴う住宅建設」、「人にやさしいすまいづくり」、「輸入住宅・規格化住宅等による安価で良質な住宅建設」が供給方針。平成9年度までに12万5千戸(うち新設11万戸)の住宅を建設する計画。

ボランティア・ビューロ

福祉活動や生涯学習活動、まちづくり等の幅広い分野のボランティアが会う拠点(組織)、ボランティア人材の登録、組織化支援、人材育成等を実施する組織。

まつり協議会

三大まつりを開催運営する団体で、芦屋さくらまつり協議会、芦屋市民まつり協議会、あしや秋まつり協議会があり、自治会連合会、婦人会、商工会、青年会議所等多くの市民団体で組織されている。

モール

木陰が多く、自動車に妨げられることなく、買い物や散歩のできる市街地内の遊歩道。また、それに面した商店街。

優良建築物等整備事業

土地の合理的利用の誘導、優良建築物の整備促進による市街地環境の整備、市街地住宅の供給促進のために、共同建築等を行う事業者(区分所有者を含む)に対して、その調査設計計画費、建築物除却等費、共同施設整備費の一部を国及び地方公共団体が補助する事業。震災復興では、面積要件の緩和、補助率の高上げが実施される。

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。1971年のサンフェルナンド地震以来、アメリカで一部の地震工学者によって使われた言葉。

芦屋市震災復興計画検討委員会

〔委員名簿〕

	氏名	団体等での職名
委員長	佐々波秀彦	立命館大学国際環境・開発研究センター所長
副委員長	安田 丑作	神戸大学工学部教授
	朝日 徹夫	日本印刷産業連合会理事
	井植 敏	芦屋市国際交流協会会長
	後藤 太郎	芦屋市助役
	杉本 貞夫	芦屋市自治会連合会会長
	鈴木 正三	芦屋市議会議長
	中山 只一	芦屋市商工会会長
	藤田 和夫	大阪市立大学名誉教授
	宮崎 秀紀	兵庫県阪神県民局長
	森 輝彦	芦屋市教育委員会委員
	盛岡 通	大阪大学工学部教授
	森津 秀夫	神戸大学工学部助教授
	山崎古都子	滋賀大学教育学部教授
	山田 崇雄	大阪府アートディレクター
	山根千鶴子	芦屋市みどり審議会委員

(五十音順・敬称略)

〔検討経過〕

会議名	年月日	検討事項
第1回委員会	平成7年3月11日	・復興計画全体について
第2回委員会	4月1日	・基本構想について
第3回委員会	4月28日	・市民意識調査、事業所アンケート調査について ・基本構想について
第4回委員会	5月20日	・市民意識調査、事業所アンケート調査について ・基本構想、基本計画について
第5回委員会	6月8日	・基本計画について
第6回委員会	6月27日	・復興計画全体について

〔設置要綱〕

(目的)

第1条 本委員会は、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた経験を踏まえ、安全で快適な災害に強いまちづくりについて検討する。

(検討事項)

第2条 本委員会は、芦屋市震災復興計画に関する次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 都市整備に関すること。
- (2) 公共施設整備に関すること。
- (3) 生活福祉に関すること。
- (4) その他。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長の指名によって定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が開催する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外のものに臨時委員として出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、芦屋市震災復興本部の企画調整部とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成7年3月11日から適用する。

禁無断転載

芦屋市震災復興計画
平成 7 年 7 月

発 行 芦屋市市長室企画課
〒659 兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号
TEL 0797(38)2005